

(3 番 山 本 勝 征 議 員)

○議長（大西慶治君） 通告順1番 山本勝征議員の一般質問を行いますので、山本勝征議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順1番 山本勝征議員の発言を許可します。

山本勝征議員。

○3番（山本勝征君） それでは、議長の許可を得ましたので、第2回定例会の一般質問を町長に一点のみしたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いします。

質問は森林林業再生に向けた改革、再生プランと言っておりますが、町の森林、林業について、質問したいと思います。

今年には国際森林年と言われております。森林を次の世代に引き継ぐために、森林を守り森林自然を有効に活用し、途上国の森林保全対策など人と森林の係わり方について、認識を高め理解を深めることが目的のようでございます。国内の森林、林業界の現状はと言いますと、依然として厳しく、展望が開け、明るく元気が出てきたといったような状況ではありません。このような中でこれまでの森林林業政策を見直して、持続的な林業経営を構築する必要があるとのことから、森林林業の再生プランが取りまとめられ、今後10年間に木材の自給率50%を達成するとの目標を打ち出しました。

その中身は、一つには森林計画制度の見直しについて。

二つには、適切な森林施業実行の仕組みの整備。

三つには、低コスト作業システムの条件整備。

四つには、人材の育成。

五つには、国産材の木材利用拡大を軸に作成されているようです。このことによって森林・林業政策が大きく変わろうとしております。町も林業を基幹産業と位置づけております。その影響と再生プランの内容から、次のことについて、町長にお伺いしたいとこのように思います。

一つは、市町村の役割について。

二つ目は、森林所有者の役割と責務について。森林所有者にもかなりの責務がついてくるようでございます。

三つ目には、森林経営計画、仮称とまだ言われておるようですが、制度について。

四つ目には、森林道の整備等について。

五つ目には、木材利用の拡大について。

六つ目には、人材の育成について。

七つ目には、森林組合や林業認定事業体等の今後について。

八つ目には、森林管理環境保全直接支払制度について。

九つ目には、再生プランが町の森林整備に及ぼす影響について。これらのことについて、町長にお伺いしたいと、このように思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、森林・林業再生に向けた改革、いわゆる再生プランと町の森林林業について、お答えをいたします。

森林法の一部を改正する法律が公布をされまして、平成24年4月1日から施行されることとなりますが、森林林業再生プランに掲げる10年後の木材自給率50%を視野に入れたさまざまな改正がなされております。その内容は、先ほど議員が述べられましたように、一つに森林計画制度の見直し、二つ目には適切な森林施業実行の仕組み整備、それから三つ目には低コスト作業システムの条件整備、四つ目には人材の育成、五つ目に国産材の利用拡大の5項目を軸として改正をされております。

それでは、一点目の市町村の役割についてでございますが、森林林業再生プランに基づく改正点の一つに、市町村森林整備計画の見直しがございます。その内容といたしましては、「町独自の新たなゾーニング」の導入や、町の森林を今後どのように活用していくかといった、「地域全体の森林づくり構想」、それから伐採、造林に関する「新たな基準」、そして効率的な作業路網の整備を

推進するための路網整備計画などについて、地域の実情に応じた森林づくりのマスタープランとなるよう計画を見直すこととされております。

この計画の見直しでは、計画の内容を図示することが義務づけられておりますことから、森林所有者等にとってよりわかりやすいものとなりまして、今後の林業施策を進めていく上で、非常に重要なものとなっております。町では平成22年度から市町村森林整備計画見直しに向けて、「次世代に引き継ぐ森づくりモデル事業」として、「森林立地評価」、これも町独自でございますが、この評価を進めているところであります。

従来の環境林、生産林といった二つの区分ではなく、森林の地形、地質、土壌、水みちなどのさまざまな視点から林地を評価し、崩れにくい道の線形や、適地適木の林地、利用間伐により収益の出る林地等それぞれの林地環境に適した施業などを森林所有者に提案し、森林資源の最適化を図り、基幹産業である林業の活性化を図ってまいりたいと思います。

次に、二点目の森林所有者の役割と責務についてでございます。森林所有者は森林の有する多面的機能の確保のため、森林の整備、保全が図られるよう努めなければならないと、森林林業基本法に掲げられております。新たな森林経営計画制度では、林業経営の効率化を図るため、約100ヘクタールの大規模集約化が必要であるとしております。そのことから、森林所有者は認定林業事業体が計画する森林経営計画の集約化に積極的に協力していただく必要がございます。またみずからが管理できない森林は、認定林業事業体へ管理を委託していただくなどして、森林の整備保全を図っていただきますように、ご協力をお願いするものでございます。

次に、三点目でございますが、森林経営計画制度についてでございます。森林法の改正によりまして、従来の森林施業計画が新たに森林経営計画、まだ現在仮称でございますが、この計画に改正されました。改正前の森林施業計画制度では小規模零細な森林所有者にも対応しており、森林所有者が個々に間伐を行った場合や、点在する小規模面積の施業地でも補助の対象となる制度でござ

いました。しかしながら、改正後の新しい森林経営計画制度は、森林所有者から森林経営を委託された受託者、または意欲のある森林所有者が複数の森林所有者を取りまとめ、約100ヘクタール規模の集約化団地、これは宮川森林組合が団地設定に積極的に取り組んでおりますけども、この団地を設定し、路網整備と一体となった搬出間伐計画やあるいは森林の多面的機能を発揮させるため、人工林のみならず天然林も含めた森林の保護に関する事項を計画に入れるなど、森林を一つの面的なまとまりとして管理するための計画が必要となります。

また施業については、年間5ヘクタール以上の施業地を計画し、1ヘクタール当たり10立米以上の木材搬出を行った場合が補助の対象になるため、搬出間伐が主体となってまいります。個々の森林所有者がこの計画を立てるのは、非常に困難であると考えられまして、森林所有者から認定林業事業者が委託され計画を作成し、施業については共同で実施するなど、今までにない新しい計画制度と補助制度への対応が必要になってくると考えております。

四点目の森林道の整備についてでございます。国産材自給率50%の実現にむけて作業システムを機能させていくためには、路網と高性能林業機械の合理的な組み合わせによる生産性の高い作業システムの構築が重要であります。これまで森林施業に使用される道は、林道と作業道がございました。それ以外に林業機械が走行し、繰り返しの使用を想定しない作業路がございました。再生プランでは路網とは森林の多面的機能を発揮し、持続的な森林経営を可能にするために長期にわたって使用していくべきであるとされまして、新たに林業用の機械が走行する道を森林作業道とし、従来の林道と森林施業専用車両の走行を想定した林業専用道に区分し、長期にわたって繰り返し使用できる道づくりについての指針が制定されました。

大台町の森林は、急峻な地形が多く路網の開設が困難な地域も多数ございますが、森林立地評価に基づく地形、地質、水みち等を十分に考慮した路網計画により、将来にわたって持続的に活用できる路網整備を進めてまいりたいと考

えております。

次に、5点目の木材利用の拡大でございます。再生プランの木材利用の拡大の目的といたしまして、地球温暖化への貢献や、コンクリート社会から木の社会への転換を図ることといたしております。公共建築物等木材利用促進法の施行によりまして、低層の公共建築物は原則として木造化を図り、また高層、低層に関わらず内装等の木質化の促進や、公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合、木質バイオマスの燃料の導入に努めるなど、10年後の木材自給率50%以上を目指しております。

当町といたしましては、基幹産業が林業という位置づけの中で、宮川小学校、宮川保育園、福祉センター等、旧宮川村の公共施設を始め、三瀬谷小学校の体育館、三瀬谷保育園、日進公民館等、公共施設については以前から地域材を利用して建設を推進いたしております。また木質バイオマスにつきましては、間伐材のカスケード利用、これは全幹利用ということでございますが、カスケード利用や製材工場の端材を利用したチップ、合板、ペレット、火力発電所の混焼燃料等への利用拡大を見込んでおります。

次に、6点目の人材育成についてでございますが、再生プランでは森林管理や計画に関する指導的な立場を担うフォレスター制度が創設されることとされており、現行では県の林業普及指導員がその立場にありますが、今後は国県等の行政職員、民間人を問わず必要な人材をフォレスターとして認定する制度が、平成25年度開始を目途に進められております。

また今後森林経営計画を立てて、森林所有者に施業提案を行う重要な役割は、森林施業プランナーとなりますが、森林組合では平成21年度からプランナー研修に参加をしております。今年度からはフォレストファイターズからも参加をする予定でございます。

また町といたしましても、22年度から実施しております「次世代に引き継ぐ森林づくりモデル事業」の中で、宮川森林組合を主体に認定林業事業体を含めて、森林立地評価技術研修を実施しており、将来に向けた森林施業プランナ

一の育成に努めているところであります。

次に、7点目の森林組合や認定林業事業体の今後についてでございますが、再生プランにございますように、意欲のある事業体に直接支援が行われるため、各事業体とも100ヘクタール規模の集約化を行い、森林経営計画を立て、路網整備と一体的に搬出間伐を行う必要がございます。大台町には六つの認定林業事業体がありますが、ここ数年、切り捨て間伐事業を主に活動してきたため、機械化も遅れており、個々の認定林業事業体が森林経営計画を立て、高性能林業機械を使った低コスト間伐を行うのは容易ではないと考えられます。

昨年度から実施しております「次世代に引き継ぐ森林づくり事業」により、下真手地区に設定をいたしました約64ヘクタールの団地は、作業路を開設し、今年度20ヘクタールの搬出間伐を実施する予定です。この団地は事業体が共同で計画を立て、施業においても共同で実施をいたします。このように共同化することにより、お互いの足りない部分も補い、各事業体に安定した事業量の確保を行い、経営の安定化や雇用の促進につながればと考えているところであります。

次に、8点目の森林管理・環境保全直接支払制度についてでございます。従来の補助制度は国補造林事業が主となっております。この制度は計画的に行われない個々の森林所有者に対しても広く支援をされておりました。集約されていない点在した切り捨て間伐についても補助を受けることができましたが、23年度から新たに森林管理・環境保全直接支払制度に改正され、補助の対象は森林経営計画を作成した意欲と実行力のある者に対し直接支援されます。この制度は間伐については年間5ヘクタール以上集約化をし、1ヘクタール当たり10立米以上の搬出間伐のみを支援対象としておりました。計画が作成されていない場合は、支援の対象外となります。

また補助単価は搬出した木材搬出量によって増減をいたします。植栽、下刈り、25年生以下の除伐については、5ヘクタール以上といった制限はございません。国補事業による切り捨て間伐の支援がなくなりますが、23年度は県

単事業で実施できる予定と聞いております。個人で造林補助を受け、施業を実施されていた方については、森林経営計画を立て年間5ヘクタール以上の搬出間伐を行うのは困難と考えられることから、認定林業事業体と共同で計画を立て施業を実施していただくことになると考えております。

9点目の再生プランが町の森林整備に及ぼす影響についてでございます。直接支払制度が実施され、搬出間伐が支援の対象となりますが、部分的に搬出が困難な森林も当然ながら出てまいります。森林所有者にやる気と意欲があっても、所有面積が小規模、零細な林家が大半を占める大台町では、5ヘクタール以上の搬出間伐と路網整備が一体となった森林経営計画が立てられず、支援が受けられないケースも考えられます。そういった支援の対象から外れた森林の整備をどのようにしていくかといったことが、今後の森林整備の課題になってこようかと考えおります。

このような森林を含め、森林立地評価に基づき、本来その森林が持つ機能、役割を的確に判断し、木材生産のみならず環境的な機能、治山的な機能などを十分に検討し、町独自のゾーニングへ反映させ、適切な森林管理手法を確立し、新たな大台町森林整備計画へ盛り込んでいきたいと考えております。補助制度の変更による間伐ができないといった理由で、森林が放置されないよう、森林経営計画を立てる認定林業事業体にご協力をいただき、町としても必要な部分には支援を行っていければと考えておりますし、国県に対しましても意見を上げていかねばと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 山本勝征議員。

○3番（山本勝征君） それでは、町長に再質問をさせていただきます。

私、平成19年3月議会で森林についての質問をさせていただいております。ちょうど4年近くたつんですが、その時は町内の山林管理についてということでした。環境林と生産林の整備状況について、町有林の現状について、生産林の切り捨て対策について、ここでは木質バイオやエタノールを研究課題

にしてはどうかというようなことを申し上げました。

それから、もう一つ総合計画の中における森林林業に関する対策についても質問いたしました。林道、作業道の林業生産基盤の推進とあるが、今後どのようにしていくのかとか、広域的な木材流通や需要の拡大について、行政としての関わり方について、質問させていただきました。

それからもう一つ、林業の価値意識の高揚の図り方について、こういうようなこと質問させていただいたんですけども、その後、4年近くたつんですけども、今日までですね、森林整備これある程度、ある程度まで進んだんじゃないかと、このように考えております。

それから大台町ではJ-VERというような新しい取り組みをしていただきましたので、全国的にも非常に注目されたところでございます。ところが、それと自給率も当時22%ぐらいやったんですが、現在27.少しになっているようです。外国産材の減少であるとか、もろもろの要素があるようですが、27.何%ということ資料の中で見ました。そういうようなことですが、現状は非常に依然として厳しいということで、そして現在のような補助金の出し方では、非常に無駄もあるし、林業界にあまえもあるだろうということで、再生プランなるものが出てきたと。また国も県も町も金がなくなってきたというようなこともあるんじゃないかと思うんですけども、そういうようなことで再生プランが出てきたんじゃないかというふうに考えております。

で、最近再生ということがよく出てくるんですけども、里山の再生であるとか、森林林業の再生なんですけれども、再生ということわかったようでわかりませんので、一回どんなことなんか再生を調べてみました。そうしたら再び生かすこと、再び生きることとありました。つまり死んでいるとされる状態、仮死状態がそうでございます。状態、生きてるとされる状態に戻ることを言うと、語源的にはそういうようなことを言うそうでございます。

考えてみると、林業も仮死状態なんかなという思いをしながら、質問をさせてもろたようなことでございます。残念でありますけども、まだまだ鬱蒼とし

た森林も多いですし、林業界の木材価格が依然として低迷したままであるという状況で、これを生きた状態に戻すということですが、果してプランでそれが戻るのかなと、絵に書いた餅にならへんのかなというような考えをいたしております。

たしかに今までのようなさっき答弁でもありましたように、施業したところへ向いて小規模でも補助金が出ると。施業区域になっておればですね、森林組合に申出をすれば補助金をいただいていたと。山林家はそういう形でおったんですが、財政もさっき言いましたように、ギリギリの状況に来てこういうようなことをやらなければならないというふうになったと、町長の答弁でも出ましたように、10年後50%の自給率を見込むというようなことで、それには低コスト化ということを非常に言っているようですし、それから集約化というようなことも出しているようでございます。そして、そういうような中で自立せえというようなことのようなんですけれども、果してうまくいくんだろうかという、携わっているものについては、関わっているものについては、そういうような思いが強くなります。

そこで、今の1点目の市町村の役割についてですが、今、町長の答弁でもありましたように、市町村の町内にある山の森林のですね、ゾーニングの仕方、それから活用の仕方とか、伐採の仕方や路網とかですね、それから地域の実情を図示するとか、いろいろな市町村でも今までもあったんですが、余計そういうようなことで責務が重くのしかかってきているのではないかと、こういうふうに思います。

そこでですね、それにプランを読みますと、例えば無届け伐採があった時の造林命令なんかも市町村に関わってくるようですし、それから間伐すべき森林の明示も出てくるようですし、それから例えば路網をつける時に、所有者で不在であると、そうするとその所有者が納得しないというような場合には、他人の土地をですね、その使用权をきちっと市町村でしてかんならんと、そういうようなことも出てくるようですが、私は森林組合であるとか、それから認

定事業体ですね、森林プランナーであるとか、もう一つなんでしたかな、そういうような人材育成も必要ですけども、町の職員そのものもですね、そういうような専門的な知識や技術はともかく知識を持った専門的な人が必要になってくるんじゃないかと、研修が必要になってくるんじゃないかと思うんです。

そして、今3人でやっているようですけど、支所のほうで、これだけでこれから24年から始まる再生プランへの対応が、3人ではできないんじゃないかというふうに考えているわけなんです。その辺のところは、町長はどういうふうに考えてみえるのかですね、研修とこれらの対応の増員というのが必要なんじゃないかと、こういうようなことを思いますので、そのようなどこ町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、三つ目の経営計画については、さっき言われましたように、1ヘクタールに10立米出さなければならないわけですね、路網つけて。だから5ヘクタールを基本にすると50立米出さなければならないと、当然そうすると口のほうで出して奥のほうで切り捨てをするというような形になるんですけども、その5ヘクタールをまとめる、あるいは100ヘクタールをまとめるというのは、また非常に問題があるんじゃないかと、苦しいんじゃないかというふうに思うんです。

ちなみに資料をちょっと調べたんですけども、日本の国内の森林所有者と面積をみますとですね、1ヘクタール未満が、1ヘクタールから5ヘクタールまでの所有者は75.2%国内で持っておるわけなんです、それだけの人が。それから三重県でいきますと、1ヘクタール未満、5ヘクタールまでが91.5%なんです。大台町をみますと1ヘクタール未満は45.9%、5ヘクタールまでの、1ヘクタールから5ヘクタールまでが35.6で、5ヘクタールまでは81.5%なんです。この大台町だけをみますと持っとる人が3267、戸と言うのか、人と言うのか、ですが、そのうち1ヘクタールから5ヘクタールまでは2669人で持っておるわけなんです。

それをですね、施業する場合には、そうやってしてかんならん。まとめてか

んならん。だから1ヘクタール未満が1501人おるんですけれども、5反とか3反とかいっぱいあるわけですね。それを5ヘクタールにまとめるのは、これは果してできるかいな、それだけ意識を持って浸透させられるんか。事業者そのものも捨てけるんかという疑問があります。そこのところをですね、最後のところで町も予算的な措置をして十分できないところは応援する、県もというような話ですけども、果して財政が逼迫してくる中で、そういうようなことができるかという気持ちがあります。そのことについて質問、どういうふうにお考えか質問したいと思います。

それから、林道の整備について、四つ目ですけども、森林作業道ですね、路網なるものなんですけども、そうすると林道作業専用道は、これは管理はどうなるんか。どこがするんかですね、林道は今までどおり大台町ですけど、作業道はどうか。それから森林、新たに付けるですね、また今もたくさん付けているんですけども、森林組合や担当に聞きますと、何キロと、予算でも出てますので付いとるんですけども、その管理はどうなるんか。これについてお聞きしたいとこのように思います。

それから、木材利用の拡大については、ともかくとして、その次に人材の育成ということで、さっきも市町村のことで触れたんですけども、森林組合であるとか、それから認定事業者ですね、この方たちの資格を含めて人材育成してかんならん。あるいはこれも入ってくるんだと思うんですけども、高性能機械ですか、これの運転なんかもこれから入ってくるんじゃないかと思うんですけども、そういうような研修とかですね、何はどうするんかですね、県でやってくれるんかどうか、その辺のところをですね、どのような形になってくるんか、町長の見解を伺いたいとこのように思います。

それから、もう一つですね、森林組合や林業認定事業者の今後についてということですけども、森林組合もファイターズ等もですね、24年来年、今年からそうかもわかりませんが、結構関わり方が変わってくると思うんですよ。今までと違いまして、今までは先ほども言いましたように間伐、どっか間伐し

とらへんかというようなことが、探しながら間伐しとったら測量して、それで県あるいは国への申請をしてですね、それで補助金をもらってとか、あるいは環境林、保安林というようなことでやってきたわけなんですけども、それもですね、保安林、環境創造林は今までどおりなんか、違うんか、その辺のとこどうなんか、ちょっとお聞きしたいということと、特に私はですね、だんだん国の予算は減ってくると、森林に関してですよ。森林、林業に関しての林野予算は減ってくるんじゃないかと、そうすると森林組合、林業認定事業体はこれからどうしていくんか、新しいものに対応していかないかんだと思うんですけども、10年後ですね、このプランの考え方は10年後には、路網もちゃんとできて、そして木は12齡級、12齡級というと60年生なんですよ、ほとんど60年生になると、60年生になった木はもう全部それを出して、そして生産林として利用していくと、そういうようなことも考えなさいということだと思っんですよ。

ところが、その宮森にしてもファイターズにしても、環境林のその間伐はだんだんこれから10年したら減ってきてするところが無くなってくると、そうするとそういうようなもんで生きてかんならんと、果してファイターズや森林組合は10年後、そんなことで生きられるかどうか。木材価格が上がれば別ですよ。今のまま8000円とか1万円とかいうような、立米当たりの形であればですね、なかなかそうはいかんのじゃないかと。60年生でも1立米1万円かそこそこですよ。そんなんで、材だけだして生きられるかどうかという心配をしているわけです。私の危惧に終わればこの考えていることが危惧に終わればよろしいですけども、実際それに突入したら、国は10年したら補助を出さず、予算を全然じゃないですけども、本当に予算を少なくしていくような状況らしいですから、そうしたら経営が成り立つんかどうか、その辺のとはですね、今から町としてどういうふうに支援、応援をしていくんか、そういうようなことをお聞きしたいと、このように思います。

それから、9番目の森林整備についてですが、これは今、町長のほうからも

非常に心強いご答弁いただきましたので、環境林、町独自で盛り込むようなことも、それから必要な部分があれば十分考えていくというようなことも言っていただきましたんですね、十分そのことを考えながら森林整備をしていっていただきたいと、このように思います。

今のことについてたくさんあったかわかりませんが、ご答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。

6点ほどにわたって再質問、頂戴をしたわけなんですけど、まず現実に所有者が不在なりあるいは無届け伐採なりした場合の対応なり、そういったことかとおもいますが、町職員も当然専門的な知識を付けていかねばならないというようなことで、結構、今勉強もしながらですね、3名の職員で対応しておるところでございます。そこら辺は必要に応じて考えていくことも当然そうなんですけど、3名で本当にええのかどうかというふうなことも合わせてですね、今後の再生プランの動向をしっかりと見極めながら対応していかねばならない部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、5ヘクタールを10立米ということで設定をされております。いうことでおっしゃられるように、口で搬出をやる、奥地ではなかなか切り捨てというふうな状態になってこようかと思いますが、そういったような理解を当然所有者の方にも受けてもらわなければならないというようなことでもございますので、これも非常に厳しいことではあるかと思えます。おっしゃられるようにですね、1から5ヘクタールまでの、5ヘクタール未満の所有者が非常に多いと80%を超えておるといふようなことでもございます。

そういうことで本当にこうひとつ一つとりまとめていくということは、大変大きな労力を必要とすると思います。これまでの組合のほうもですね、結構大口のところとの契約をしながら、大口で施業してきておるといふ傾向が強かったわけなんですけど、それはもう早くから小さなところを集めてきて、そこを施業

していくという、そういう方向性でないと、ほとんどそういう人が多いわけなんやで、やっぱりそこら辺をきちんと院外、院内ともいいますけども、大口でも院内の方もおりますけれども、そういった院内のほうをやはり重視しながら、やっていかないかんやねえかと。そこでいわゆる地域林業というものがしっかりと根づいてくる中ですね、町のほうも支援というふうなことも考えられるというふうなことも、考えてはおったんですけども、なかなかそうはなっていないようなことではございますが、今回のその再生プランを機にですね、そこら辺はしっかりと転換をしていかねばならない部分であろうかと思えます。

それから、林道の形態ですね、これ管理手法なんかも変わってくるだろうと思います。林業専用道なり森林道、そういったような名前になってくる中で、どこが管理かというふうなことで、またこれは詳しくはこれからしっかりと対応していかねばならない部分がございますので、また追々ですね、これはその対応が出てくるというふうに思っております。なんせこれまでの林道なり作業道なり、作業路といったような形ではなくなってくるというふうなことでございますので、ここら辺の管理手法もきちっと一遍どこがどのように管理をしていくかというふうなことで確立はしてかないかんというふうなことで、これは経営計画なり市町村の森林整備計画というふうなところで位置づけをされてくるものと考えているところであります。

また人材でございますが、組合を含めた認定林業事業体ですね、やはりその資格等も含めて、資格の取得も含めてですね、高性能林業機械への対応というふうなことで、今後非常に大事になってくるかと思えます。下真手のほうでもそのH型の集材というふうなことで提起しながら、今回もその高性能機械というふうなことで、補正を上げさせていただいておりますけども、それに対応できてですね、やはり新たな施業と言いますか、そういったようなものを確立していく必要がある、その先駆けになってくることでもございます。そういう中で少しでもコストを下げてですね、対応していくという、そのことが非常

に大事にもなってきます。そういうことで今後しっかりとその辺は、対応していかねばならんというふうなことで思っておりますが、研修についてはですね、県の機関なり、国の機関なりというふうなところであるんだろうと思いますが、しっかりとその研修には参画をさせて対応していかなければあかん。また先進的なそういう手法をお持ちのところもですね、積極的に導入するとかですね、勉強するということは非常に大事なことだというふうに思っております。

それから、今後の事業体の関わり方なんです、これまで森林環境創造事業というふうな形、あるいは保安林の整備等々を主にしながら対応してきたと、こういうことで町も一定の支援もしながらですね、対応してきたわけなんです、森林環境創造事業はそれはそれで県単の事業でもございますんで、これは続いていく見込みでもございます。ただ60年生、70年生の木をですね、すべて搬出するというふうなことになってくるのかどうか、ちょっとそこら定かやございませんけども、やはり出して行って、そこでそれなりの商売になると、そういうものが出てこないといかんと。先だって森林組合の総大会があったおりに、私も来賓の挨拶でちょっと申し上げたんですが、もう国際価格は言わば杉やったら1万円と思とらなあかんぞよと、そんなんが3万円、5万円とか、昔のような金額になってくるといことはもう考えられんことやと、よほど構造改革があつてですね、木を使わなあかんというようなことが、あちらこちらで出てくるというふうなことになれば別かもわかりませんが、そうでない限りはもうなかなか難しいんと違うんかというふうなことで申し上げました。そのためにコストを削減していくというふうなことが重要になってくるんではないかというふうなことで、そのコスト削減に向けてですね、どこまでいったら商売できるんかというふうなことは、まだ定かではないんですけども、そういうことをしっかりと追求していくことも大事になってくるんではないかなと、こう思っているところでございます。

今後、町の森林についてもこれまでですね、造林補助事業というふうなことで、個人の方が小規模なところでも間伐して届けたら、補助の対象になつとった

と、今度はなしと、今度はそれはありませんということでもございます。ですので、経営計画を立てる際には事業体と共同で立てて自分がするとか。あるいは共同ですとかですね、施業するというふうな形に切り替わっていかないかので、そこら辺もですね、これまでやってこられた方々にはですね、しっかりと知識を付けていただくというふうなこと、そういった支援も含めてですね、町としてもしっかりと応援をしていかならんと、こう思っているところでございます。

何にしても、本当に様変わりな状況になってきます。大きくはですね、こうずっと見ておってですね、拡大造林、拡大造林ずっとやってきた。その結末として今こういうような状況になつとるというようなことで、本当に国やら県の言うこと聞いとって、えんかいなと思うところも無きにしも非ずなんですが、そうしなくちゃ金が出てこないというふうなジレンマがありますんで、これはそれなりにやってかないかんとということでございます。いうことで、国や県の言うことばっか聞いとるんやなしに、それ以外でも何かないかというふうなことがですね、やっぱり大事やないかなと思うんですね。

エムエスピーとか、フォレストファイターズとか、林業に関わってのものが出てきました。昨日もNHKのテレビでですね、都市の住宅ですね、都市の方の住宅、田舎でもいいんですけども、地方でもいいんですけども、都市の住宅に杉や檜の内装材を使ってですね、非常に売り出してきている、岡山県の西粟倉村のですね、番組がちょっとございました。ちょっと興味を持ったんで、ビデオだけとっておいたんですが、若い30代前後のプランナーなりデザイナーがはり付いてですね、都市の住宅の床材とかですね、机とか、あるいは本棚とか、下駄箱とかですね、そういったものをドンドン出しておるんですね。そういうことに興味を持っている若者もおりますんで、そこへ入ってきてその粟倉村にいて、そこでいろいろな仕事をしたいという人と、それから木を使いたいという人をうまく結びつけてですね、非常にその需要が増えてきておるといようなことが出てきました。

そういうようなことで、ちょっと興味は持っておるんですが、一緒のことせえということではないんですけど、それに関わったようなですね、やはり地域に根ざしたようなものを考えついていかにやいかんのかなというふうに思っております。今後もそのいろいろなところで、農業も含めてですね、林業でいろいろな生産して、これはええんや、これはええんやちゅうだけで、売るだけは消費者の認識を得られない部分がございますんですが、やはりそこら辺を大学の皆さんと一緒に考えていく中でですね、どのようにしたら売り込めるんかというふうなこともやっぱりしっかり考えてですね、対応していかんかんなというふうに思っております。

そういうことで、よく濱井さん産官学、産官学ってよく言っておりましたけども、これからそこら辺は非常に重要になってくるんやないかなと、こう思っております。いろいろな知識も導入しながらですね、対応していかねばらんなとこう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 山本勝征議員。

○3番（山本勝征君） それでその大台町は町長のよく言われるように、森林林業は基幹産業であるというようなことで、再生プランがいよいよ始まってくるんですけども、先ほど私も言いましたように、私はそれに沿ってやってかな仕方ないけども、地域の状況を見ておると、頭の固い方もたくさんおるし、ここやこの山やというようなことでこだわっている人も一杯いるわけなんです。その人たちが1ヘクタール未満で1500人から、大台町だけでもおるわけなんです。それをですね、ファイターズなり森林組合が5ヘクタールにまとめてスムーズに行くかという、私はなかなかいきづらい、行きにくい、容易じゃない、町長もちょっと言いましたように、容易じゃないんじゃないかと、こういうふうに考えております。いろいろなことが再生プランの中で、町の森林あるいは林業ですね、推進していくについて、株木のいろいろな問題が出てくると思ひますので、ぜひ近隣町村とも連携しながら、県や国へ向いて十分働きかけていってほしいと、このように思ひます。

私はその、私の持論なんですけども、こういうような大台町のような中山間地というのは、農業とかそれから林業とか、これが資源やと思うんですよ、言わば。農業や林業がある程度元気が出てくれば、難しい話ですが、元気が出てくれば、地域も元気が出てくると思うんですよ、人も元気が出てくると思うんですよ。過疎・高齢化しまして、非常に沈滞してはおりますけども、そして地域の活性化ということで、これからも地域づくりで条例が出てくるようですけども、良いこととは思いますが、まずやはり農業や林業をですね、少しでも活性化して、それに意識を向けて、みんなが農業や林業にちょっと少しでも取り組んでおるやというような気持ち、気運が起こってくれば、私は地域は一人での活性化するんじゃないかと、こういうふうに思います。

過去の状況を見れば明らかなんですから、人が減っていったのも、農業もだめになった、林業もだめになったから、人で減ったんであって、これから町長言うたように、人を増やすのは非常に難しいけれども、この二つの資源を何とか元気づければですね、地域はひとりでの活力が出てくるんじゃないかと、そういうふうに理想ではありますけども、夢ではありますけども考えております。そういうような点も含めてですね、再生プランの中にいろいろな問題点、課題が出てくれば、きちっと大台町は大台町としてですね、近隣、さっき言いましたように近隣市町と十分連携をとって、上げて行ってほしい、要望して行ってほしいと、このように思います。そのことについてですね、最後、町長の決意というんか、考え方をですね、私は聞いておきたいとこのように思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。

もうご案内のように私も農業、林業というものが、この町の基幹になっておると、そういう認識で一生懸命で努めているところでございます。ただこちらで思うようにならないというような部分がもうございますので、歯がゆい思いもする中でいるわけなんですけども、そういう農業、林業が元気してきたら、商工業もそれなりに元気も出てくるという部分がございまして、今後一生懸命に

なってそこら辺は努めていく覚悟でもおりますんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、またいろいろな問題点は当然これ出てきます。出てくるんですが、私も森林協会の役を仰せつかっておったりですね、その森林開発公団の役を仰せつかったりしておりますんで、そこら辺でも物が言えるような機会もありますんで、そんなんでしっかりと地域の声というものを上げていきたいなというふうに思っているところでございます。

そういうことで、この農業、林業というのが本当の基幹であるという認識を、さらにもってですね、今後しっかりと対応してまいりたいというふうに思ひますんで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「終わります」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 山本勝征議員の一般質問が終了しました。